明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働三〇）　一

○農地法施行規則の一部を改正する省令（農林水産二〇）　二

〔告　示〕

○政党交付金を返還すべき政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を公表する件（総務一〇一）　二

○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件（同一〇二）　三

○原戸籍の一部が滅失した件（法務一六四）

○日本国に帰化を許可する件（同一六五）

○マリ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とマリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一一六）

○第二次配電網緊急改修計画のための贈与に関する日本国政府とシエラレオネ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一一七）

○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第十一条の規定に基づき優先評価化学物質の指定を取り消した件（厚生労働・経済産業・環境一）　四

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件（農林水産四九二）

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録認定機関の登録事項の変更の届出があった件（同四九三）　五

○農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件（同四九四）

○保安林の指定をする件（同四九五～四九八）　六

○平成十七年国土交通省告示第千四百八十四号の一部を改正する件（国土交通二五一）

○平成二十四年国土交通省告示第七百四十二号の一部を改正する件（同二五二）　七

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則に基づく相当指定をした件（同二五三）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同二五四、二五五）　八

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同二五六、二五七）

○自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例の一部を改正する件（防衛五六）　九

○海上における射撃訓練を実施する件（同五七）

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同五八、五九）

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同六〇～六三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

岐阜県　四

〔叙位・叙勲〕

〔官庁報告〕

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（中部運輸局最低賃金公示二）　五

最低工賃の改正決定に関する公示（青森労働局最低工賃公示一）　六

国家試験

平成二十九年度における臭気判定士試験及び嗅覚検査の実施について（環境省）　七

〔地方自治事項〕

〔公　告〕

諸　事　項　八

官庁

財団、有権者申出方、鉱業法第一四二条の規定、基本測量関係事項関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

会社その他　三

省　令

○厚生労働省令第三十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中(40)を(41)とし、(15)から(39)までを(16)から(40)までとし、(14)の次に次のように加える。

(15)　乾燥濃縮人プロトロンビン複合体

別表第二中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同表血小板成分採血の項下欄第一一号中「二四回以上」を「二三回以上」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、及び農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項第八号の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

農林水産大臣　山本　有二

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第十八号中「ガス事業法」を「ガス事業者（ガス事業法」に、「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に、「（同条第九項に規定する大口ガス事業者を除く。以下「ガス事業者」という」を「をいう。第五十三条第十七号において同じ」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。